

食品表示懇談会について

みなさま、あけましておめでとうございます。

まずは令和 6 年元旦に発生しました能登半島地震により、被害された皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

2013 年に食品表示法が公布され、2015 年 4 月に食品表示基準と同時に施行されてから早や 9 年がたちました。今では食品表示の旧制度、新制度といっても食品表示基準以前を知らない消費者も増えてきました。私は 2022 年まで女子大学で 4 年生を対象に食品マーケティング論の講義を行い、その中で食品表示にも触れてきました。2012 年に導入された「乳児用規格適用食品」について表示の意味を知っているか尋ねてみましたが答えられる学生はいませんでした。原料原産地表示が輸入食品には適用されない（輸入食品には原産地表示が義務づけられている。）ことや、屋根型パックの切り欠き表示が牛乳以外には認められていない（果汁など乳製品以外はもちろん、低脂肪乳など加工乳への切り欠き表示も禁止）ことなど知らない消費者も多いのではないかと思います。

食品表示は、食品を摂取する際の安全性の確保に加え、消費者の合理的な商品選択に資するなど幅の広い機能を有しています。しかし、せつかくの表示も消費者に理解してもらえないのでは役立っているとは言えません。生産、流通の条件に加え、情報を受け取る消費者の常識の変化も考慮し、条件に合うよう表示ルールを改めていく必要があるということでしょう。

消費者庁は、「技術革新を利用した食品情報の提供」や「合理的でシンプルかつ分かりやすい食品表示制度のあり方」について検討を行うため、2023 年 10 月に食品表示懇談会を設け、2023 年末までに 2 回開催されています。委員は、大学・企業の専門家、食品に関係する機関や業界団体の代表、栄養士の方など 14 名の方々と、私も委員として加わっています。

これまでの 2 回の懇談会では、委員の自己紹介や食品表示制度の概要について勉強をしている段階で、まだ、本格的な議論が行われておらず、どの課題に的を絞って議論を進めていくのか方向性は見通せません。食品表示法の公布から 11 年目、食品表示基準の公布から 9 年がたちました。その間の食品表示を巡る環境の変化を踏まえ、表示制度の在り方について本格的な議論が行われることを期待しています。

令和 6 年 1 月 5 日